

愛知県生涯学習推進センター閲覧用パソコン利用及び書籍貸出規約

第1章 利用の原則

- 1 愛知県生涯学習推進センター（以下「センター」とします。）のラウンジに設置してある閲覧用パソコン（以下「閲覧用パソコン」とします。）及びセンターが管理する生涯学習関係書籍をご利用いただくには、この規約をご了承いただき、利用の登録をする必要があります。登録がない場合は利用できません。
- 2 登録を希望される方は、この規約をよくお読みになった上で、所定の申込書（別紙様式）に必要事項を記入して、本人であることを確認できるものと一緒に提出してください。本人であることが確認でき次第、利用者カードを発行いたします。
- 3 利用者カードの発行により、この規約に同意があったものとみなします。
- 4 この規約において、運営者等とは愛知県教育委員会および公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団（生涯学習推進センター）を指します。

第2章 利用者カード

- 1 閲覧用パソコンの利用及び書籍の貸出をうけるときは、利用者カードを提示してください。
- 2 利用者カードは本人以外は使用できません。
- 3 利用者カードは利用者の責任において、管理してください。
- 4 利用者カードに記載してある内容に変更があった場合は、速やかに変更を届け出てください。届出の際は、本人であることが確認できるものを提示してください。
- 5 利用者カードの紛失、盗難はただちにご連絡ください。
- 6 利用の登録はいつでも取りやめることができます。取りやめるときは、所定の申込書に必要事項を記入して届け出てください。不要になった利用者カードはこのときに返却してください。
- 7 紛失、盗難等により本人に損害が発生しても、運営者等はその責めを負いません。
- 8 次の場合、利用者に通知することなく利用者カードを失効させ、以後の使用を認めない場合があります。
 - (1) 虚偽に基づく申請があった場合
 - (2) 禁止事項に違反した場合
 - (3) 利用登録者本人が死亡した場合
 - (4) その他、不適切な行為が行われた場合
- 9 利用者カードの有効期限はカードの発行日から3年とします。

第3章 閲覧用パソコン利用及び書籍貸出手続

- 1 閲覧用パソコンの利用について
 - (1) 閲覧用パソコンの利用を希望する場合は、センター受付窓口にて利用者カードを提示し、利用記録簿を記入してください。
 - (2) 利用料金は無料とします。

(3) 利用時間は、原則として30分までとします。他に利用者がいない場合には延長することができます。

(4) 利用後はセンター受付窓口申し出てください。

2 書籍の貸出について

(1) 貸出を希望する場合は、センター受付窓口にて利用者カードを提示し、書籍貸出申込書を記入してください。

(2) 貸出料金は無料とします。

(3) 貸出冊数は、原則として1回につき2冊までとします。未返却の書籍がある場合には、その数を合算するものとします。

(4) 貸出期間は2週間以内とします。ただし、返送に要する期間を含みます。

(5) 閲覧用としてセンター長が指定した書籍は、原則として貸出不可とします。

(6) 貸出期間の延長については、原則1回限りとし、その際の連絡は電話による連絡も可とします（延長期間については最初の貸出期間の終了日の翌日から始まるものとし、2週間以内とします）。

3 書籍の返却について

(1) 返却日までに返却されない場合は、以後の貸出を停止することがあります。

(2) 郵送による返却も可としますが、その場合には書籍が破損しないよう梱包して郵送してください（送料は利用者が負担するものとします）。

第4章 禁止事項

1 利用者のみなさまが、安全に安心して閲覧用パソコンを利用できるように、次の事項を禁止します。

(1) 外部メディア（USBメモリ、CD、DVD等）の接続、使用

(2) パソコンの設定変更

(3) 設定されている機能制限を解除する一切の行為およびこれを試みる行為

(4) ソフトウェアのインストールおよびアンインストール

(5) あらかじめ使用を設定した以外のプロトコル、ポートの使用

(6) 実行可能な形式のファイル、圧縮ファイル、修正パッチ等各種アップデートのダウンロードおよびこれらの適用

(7) インターネットを利用した金銭の移動等

(8) チャット、掲示板、ブログ等

(9) Webメール

(10) オンラインストレージの使用

(11) 誹謗中傷、犯罪のそそのかしやこれらを推奨する行為

(12) わいせつ・売春・暴力・残虐等、公序良俗に反するサイトの閲覧

(13) 不正アクセス、ハッキング等、インターネットを通じての非合法的な行為

(14) 電源のシャットダウン

- 2 閲覧用パソコンの管理運営上、係員が利用者にお声をかけたり、利用中の画面を見たりすることがあります。
- 3 書籍の複製を禁止します。
- 4 書籍の転貸を禁止します。
- 5 この禁止事項に違反する行為を行った場合、即座にかつ強制的に利用を停止することがあります。これによって発生した損害について、運営者等は一切の責任を負いません。

第5章 個人情報

- 1 利用者カードの申込みのとき、次の個人情報をお預かりいたします。
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 連絡先電話番号
- 2 お預かりした個人情報は次の目的でのみ使用し、このほかの目的で使用することはありません。
 - (1) 閲覧用パソコン及び貸出書籍の管理
 - (2) 本人への連絡
 - (3) 立法、行政、司法による適法、適正な情報の照会

第6章 免責

- 1 閲覧用パソコンは、利用者の責任においてご利用ください。その利用によりなされた一切の行為およびその結果について、利用者はすべての責任を負います。
- 2 運営者等の責によらざる事由により、閲覧用パソコンが利用できなくなった場合、運営者等はこれによる損害の発生についての責任を負いません。
- 3 書籍を紛失、破損することのないよう取扱いに十分注意してください。万が一、紛失や破損した場合は利用者が弁償することとします。

第7章 その他

- 1 この規約は、利用登録者の了解を得ることなく変更されることがあります。その際、閲覧用パソコン及び貸出書籍の利用については、変更後の利用規約によるものとします。
- 2 この規約は、平成27年5月1日より効力を生じるものとします。

<別紙様式>

愛知県生涯学習推進センター利用者カード申込書

平成 年 月 日

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団
愛知県生涯学習推進センター長 殿

I D		※太枠内をご記入ください。	
氏 名			
住 所		〒	
連絡先	自宅	—	—
	携帯	—	—
確認書類	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()		
受付者			

愛知県生涯学習推進センター閲覧用パソコン利用及び書籍貸出規約に基づき申込みます。

	再発行日	受 付 者		再発行日	受 付 者
1			3		
2			4		

愛知県生涯学習推進センター利用者カード利用停止申込書

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団
愛知県生涯学習推進センター長 殿

平成 年 月 日

署名 _____

カードの利用停止を希望します。

利用カード返却

受付者 _____